

情公審第26号
令和8年1月6日

新潟県選挙管理委員会 様

新潟県情報公開審査会
会長 服部 誠司

新潟県情報公開条例第17条第1項の規定に基づく諮問について（答申）

令和7年6月9日付け県選管第50号で諮問のあった下記の事案について、別紙のとおり答申します。

記

「選挙に係る文書」の部分公開決定における審査請求についての諮問

(諮問第137号)

別 紙

第79号

答 申

第1 審査会の結論

新潟県選挙管理委員会（以下「実施機関」という。）が、本件審査請求の対象となった行政文書について、部分公開決定を行ったことは、妥当である。

第2 審査請求に至る経緯

- 1 審査請求人から、実施機関に対し、新潟県情報公開条例（平成13年新潟県条例第57号。以下「条例」という。）第5条の規定に基づき、令和6年10月3日付けで、次のとおり公開の請求（以下「本件請求」という。）があった。

選挙管理委員会

- ①直近3回印刷物仕様書契約書入札調書（見積り随契）

2024年10月契約先見積り調書

- ②印刷物郵便局まで配送明細どこに配送するのか
- ③配送料金単価か配送先別か契約書開示
- ④配送と梱包仕分け単価明細
- ⑤イベント等他配布する物品配送契約方法

④①と③は直近3回

- 2 実施機関は、1①に掲げる行政文書の一部に係る本件請求への対応として、令和6年執行衆議院議員総選挙に係る第50回衆議院議員総選挙 臨時啓発事業コンペティション対象作品仕様書を特定した上で、公開とする旨の決定を行い、令和6年11月29日、審査請求人に通知した。

- 3 実施機関は、1①に掲げる行政文書（2に掲げる行政文書を除く。）から⑤までに掲げる行政文書に係る本件請求への対応として、次の(1)及び(2)に掲げる決定（以下これらを「本件処分」という。）を行い、令和7年1月31日、審査請求人に通知した。

(1) 次のアからウまでに掲げる行政文書を特定した上で、条例第7条第2号、第3号及び第6号の規定に該当する情報が含まれていることを理由に、これらの情報が記録された部分を除いて部分公開とする旨の決定

ア 令和6年執行衆議院議員総選挙に係る行政文書

- ・投票用紙作成仕様書

- ・ 投票用紙作成、梱包見積書
 - ・ 宅配便配送料金単価表
- イ 令和5年執行県議会議員一般選挙に係る行政文書
- ・ 投票用紙作成契約書（仕様書含む）
 - ・ 投票用紙作成、梱包見積書
 - ・ 投票用紙輸送見積書
 - ・ 啓発ポスター、全世帯配付用チラシ作成の契約書（仕様書含む）、見積書（配送料金含む）
 - ・ 啓発ポスター配送、梱包見積書
 - ・ 宅配便配送料金単価表
- ウ 令和4年執行参議院議員通常選挙に係る行政文書
- ・ 投票用紙作成契約書（仕様書含む）
 - ・ 投票用紙作成、梱包見積書
 - ・ 投票用紙輸送見積書
 - ・ 全世帯配付用チラシ作成の契約書（仕様書含む）、見積書（配送料金含む）
 - ・ 啓発ポスター配送、梱包見積書
 - ・ 宅配便配送料金単価表
- (2) 次に掲げる行政文書の区分に応じ、当該アからキまでに定める理由により、非公開とする旨の決定
- ア 1①に掲げる行政文書（2に掲げる行政文書を除く。）のうち投票用紙、啓発ポスター及び全世帯配付用チラシの作成に係る入札調書 令和6年執行衆議院議員総選挙、令和5年執行県議会議員一般選挙及び令和4年執行参議院議員通常選挙において入札を実施していないため、本件請求に係る行政文書を保有していない。
- イ 1②に掲げる投票用紙、啓発ポスター及び全世帯配付用チラシに係る郵便物配送明細 令和6年執行衆議院議員総選挙、令和5年執行県議会議員一般選挙及び令和4年執行参議院議員通常選挙において郵便を使用していないため、本件請求に係る行政文書を保有していない。
- ウ 1⑤に掲げるイベント等他配布する物品配送契約方法が記録された行政文書 令和6年執行衆議院議員総選挙、令和5年執行県議会議員一般選挙及び令和4年執行参議院議員通常選挙においてイベントを開催していないため、本件請求に係る行政文書を保有していない。
- エ 1①に掲げる行政文書（2に掲げる行政文書を除く。）のうち令和6年執行衆議院議員総選挙に係る投票用紙作成契約書及び全世帯配付用チラシ作成の契約書 本件請求の請求日時点においては作成していないため、公開請求に係る行政文書を保有していない。
- オ 1①に掲げる行政文書（2に掲げる行政文書を除く。）及び1②に掲げる行政文書のうち令和6年執行衆議院議員総選挙に係る全世帯配付用チラシ作成の見積

書 本件請求の請求日時点においては作成していないため、公開請求に係る行政文書を保有していない。

カ 1③に掲げる行政文書のうち投票用紙輸送見積書 本件請求の請求日時点においては作成していないため、公開請求に係る行政文書を保有していない。

キ 1③に掲げる行政文書及び1④に掲げる行政文書のうち啓発ポスター配送梱包見積書 本件請求の請求日時点においては作成していないため、公開請求に係る行政文書を保有していない。

4 審査請求人は、本件処分を不服として、令和7年4月7日付けで、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定により、実施機関に対し審査請求を行った。

第3 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

審査請求の趣旨は、本件処分の取消しを求めるというものである。

2 審査請求の理由の要旨

審査請求人の主張は、おおむね次のとおりである。

- ・今までにない審査請求一国・市は開示されている。
- ・法務文書課処分庁は開示当日業者名らしい資料を公開している
- ・一般的に非開示はおかしい。根拠と理由新しい条例が必要です。
- ・すべて下記の根拠と理由。かくさずに、はずかしがらずに国民が理解できるレベルでいねいに文書で開示してほしい。一事案は法務文書課処分庁が開示時に業者名らしき記入してある資料を開示している。－〇〇〇〇〇
- ・〇〇〇〇〇は市の選挙関連受注全て開示している。－国の印刷物も開示している。何故か県選管印刷物等は非開示という。
- ・一番の問題は、県選管は仕様書契約書資料の一部を非公開等記入してない等公開請求があつてから、契約業者に確認している。－A社は開示B社は非開示情報公開のルールをかんちがいしているのではないか。－県選管の開示ルール知りたい。
 - ①②納入場所納入期限契約業者非開示
 - ③④⑤見積り業者名非開示はじめてです。本当でしょうか。
 - ⑥見積り書明細非開示ありえないです。
 - ⑦公開資料 別紙5－(2)に〇〇〇〇〇と書いてある。これはどのような業者でしょうか。
- ・見積り書契約業者非開示－文書法務課は了承確認したと選管は言う。早急に非開示の条例を作成し庁内統一してほしい。

- ・社名は開示されると何故いけないのか条例
- ・法人の権利とは何か
- ・競争上の地位とは何か
- ・正当な利益を害するとは、何を誰がどこを害するのか。
- ・おそれがあるとは、どのようなおそれを言うのか
- ・事務を適正な支障をおよぼすとは誰が誰におよぼすのか
- ・非開示業者は何故県選管だけ非開示なのか確認してほしい。
国や市は全て 100%開示している。あたりまえです。

第4 実施機関の説明要旨

実施機関の主張及び口頭理由説明の内容は、おおむね次のとおりである。

1 審査請求の理由に対する認否

- (1) 「一般的に非開示はおかしい」は否認する。
- (2) 「一番の問題は県選管は仕様書契約書資料の一部を非公開等記入していない等
公開請求があつてから契約業者に確認している」は認める。
- (3) 「①②納入場所納入期限契約業者非開示」は認める。
- (4) 「③④⑤見積り業者名非開示」は認める。
- (5) 「⑥見積り書明細非開示」は認める。

2 弁明の理由

本件処分は、審査請求人に対し、条例第7条各号に該当する情報を除いた一部を公開する処分を行ったものである。

本件行政文書について、条例第7条各号に該当するとした理由は下記のとおりである。

(1) 1 (1)、(2)及び(5)の主張について

情報公開については、条例に基づいて情報公開請求を受けた後に実施機関が判断を行うものであり、条例第2条第1項のとおり選挙管理委員会についてもその規定を受けることとなる。

条例第13条第1項では、第三者に関する情報が記録されているときは、実施機関は、公開決定等をするに当たって、当該情報に係る第三者に対し、意見書を提出する機会を与えることができるとされている。

本件では同項に基づき、第三者に意見照会を実施し、第三者から意見書を徴したものである。

選挙に係る当該臨時啓発事業については、見積業者が固有のノウハウに基づいて企画・提案をし、見積書には、当該見積業者と関係者との独自の取り決めを基にした記載があり、同記載箇所を公開することはノウハウの流出となり、競争優位の喪失及び利益損失が見込まれるおそれがある。

以上の点から、法人の企画、営業に関する情報が記載されており、公にすることにより、当該法人の競争上の地位を害するおそれがあり、条例第7条第3号に該当するものと判断したため、一部非公開としたものである。

(2) 1 (1)、(3)及び(4)の主張について

①②は投票用紙作成の請負に関する契約書であり、③④⑤は投票用紙作成に係る見積書である。

日本は国民が主権を持つ民主主義国家であり、選挙は、国民が政治に参加し、主権者としてその意思を政治に反映させることのできる最も重要かつ基本的な機会である。

投票用紙の作成については、県が管理執行する選挙では、以前から投票用紙の印刷がいつどこで行われているかは機密事項として扱っているものである。

投票用紙は必要不可欠かつ代替不可能な物品であり、盗難、事故、不正使用、偽造等の防止のため、厳重な情報管理が必要である。

県が管理執行する選挙において、有権者が確実に投票できるよう選挙管理委員会では、納入場所、納入期限及び契約業者（見積業者）を機密事項として扱っていることから、条例第7条第6号に該当し、一部非公開としたものである。

3 口頭理由説明の内容

(1) 選挙に係る臨時啓発事業に関する非公開情報について

選挙に係る臨時啓発事業に関する見積書に記載されている非公開部分には、当該法人と関係者との独自の取り決めを基にした記載のほか、当該法人が、どのような項目を立て、どのような金額の配分で提案したかの記載があり、これらの部分を公にすることにより、当該法人固有のノウハウや戦略が流出し、今後の企画提案において、競争優位の喪失及び利益損失が見込まれるおそれがある。

(2) 投票用紙の作成等に関する非公開情報について

選挙は、国民が政治に参加し、主権者として、その意思を政治に反映することができる最も重要かつ基本的な機会であるため、実施機関としては、次の事項に留意して、投票用紙の作成等を行っている。

ア 投票用紙の印刷の段階で、印刷のずれや汚れがあった場合、他事記載により無効票が発生するおそれがあるため、非常に高い精度の印刷に対応できる業者を選定する必要がある。

イ 投票用紙を印刷し、市町村選挙管理委員会に輸送するまでの間における投票用紙の枚数管理に当たっては、実施機関の職員が、印刷工場で立ち合い監視するとともに、印刷が複数日にわたる場合は、印刷途上の投票用紙及びその原版を印刷工場内の施錠できる場所で保管の上、その鍵を実施機関の職員が預かり、印刷工場の職員であっても開錠できないようにするなど、厳重な管理を行っている。

ウ 投票用紙は、選挙の執行が決まった場合、大量に、短期間で印刷する必要があ

り、これに対応できる業者を選定する必要がある。

エ 投票用紙は、B Pコートという特殊な用紙に印刷するため、同用紙の取扱実績のある業者を選定する必要がある。

このため、投票用紙の作成業者の名称、印刷場所、日程等が明らかになれば、次期選挙においても同様の時期、同様の場所で印刷されることが類推され、投票用紙の盗難、不正使用等のおそれが生ずる。

なお、新潟県では、物品発注をした際に、契約・支出情報として県ホームページで業者一覧を公表しているが、投票用紙の作成については、上記の理由により、公表していない。

第5 審査会の判断理由

1 基本的な考え方

条例は、その第1条にあるように、県民の知る権利を尊重することが重要であることに鑑み、行政文書の公開を請求する権利を明らかにすることにより、県政について県民に説明する責務が全うされるようにするとともに、県政に対する県民の理解と信頼を深め、県民の県政への参加を促進し、もって公正で開かれた県政を一層推進することを目的として制定されたものである。

一方、この権利も無制限なものではなく、請求された行政文書に情報が記録されている個人又は法人その他の団体の権利利益及び公益との調和を図る必要があるのであって、それが条例第7条各号において非公開情報として規定されているところである。

よって、審査会としては、本件処分の妥当性について、条例の文理及び趣旨に従って判断することとする。

2 条例第7条第2号該当性について

条例第7条第2号は、個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、若しくは識別され得るもの又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものは、原則として非公開とすることを定めたものである。この規定は、個人のプライバシーを最大限に保護するため、本号ただし書アからウまでに定めるものを除き、個人に関する情報は非公開とすることを定めたものと解される。

以下、この考え方に基づき、実施機関が主張する本号該当性について検討する。

実施機関は、対象行政文書である「投票用紙作成、梱包見積書」、「投票用紙輸送見積書」、「啓発ポスター配送、梱包見積書」、「全世帯配付用チラシ作成の契約書（仕様書含む）」及び「全世帯配付用チラシ作成の見積書」には、個人の氏名、役職名、印影、役職名の印影及び携帯電話番号が記録されており、いずれも条例第7条第2号本文に該当するものとして、非公開としている。

審査会において見分したところ、これらの非公開部分に記録されている情報は、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであることから、条例第7条第2号本文に該当する。次に、同号ただし書該当性について検討すると、当該非公開部分に記録された情報については、慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報ではないことから同号ただし書に該当せず、その内容及び性質から、同号ただし書イ及びウのいずれにも該当しないものと認められる。

よって、これらの情報について非公開とした実施機関の判断は、妥当である。

3 条例第7条第3号該当性について

条例第7条第3号は、法人等の正当な事業活動を保障するため、公にすることにより、法人等の正当な利益を害するおそれがある情報及び合理的な非公開条件を付して任意に提供された情報は、本号ただし書に規定する人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報を除き、原則として非公開とすることを定めたものである。

この正当な利益を害するおそれがある情報とは、販売、営業等に関する情報であって、公開することにより、法人等の事業活動に対し、競争上の不利益を与えるおそれのあるもの、あるいは公開することにより、法人等の社会的評価、社会的信用、社会的活動の自由等が損なわれるおそれのあるものなどをいう。

以下、この考え方にに基づき、実施機関が主張する本号該当性について検討する。

(1) 法人の代表者印の印影

実施機関は、対象行政文書である「投票用紙作成契約書（仕様書含む）」、「投票用紙作成、梱包見積書」及び「全世帯配付用チラシ作成の契約書（仕様書含む）」には、法人の代表者印の印影が記録されており、条例第7条第3号ただし書に該当するものとして、非公開としている。

審査会において見分したところ、当該非公開部分に記録された情報は、法人に関する情報であって、公にすることにより、印鑑の偽造等の不正使用を誘発する可能性を高め、虚偽の契約書等の作成が容易となるなど、当該法人に不利益を与え、事業運営が不当に損なわれるおそれがあるものと認められる。

また、当該非公開部分に記録された情報は、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要な情報とは認められず、本号ただし書には該当しない。

よって、法人の代表者印の印影について非公開とした実施機関の判断は、妥当である。

(2) 選挙の臨時啓発事業に係る企画、営業等に関する情報

実施機関は、対象行政文書である「啓発ポスター、全世帯配付用チラシ作成の見積書（配送料金含む）」には、選挙の臨時啓発事業の見積書を作成した法人の企画、営業等に関する情報が記録されており、条例第7条第3号ただし書に該当するものとして、非公開としている。

審査会において見分したところ、当該行政文書に記録された情報は、令和5年執行県議会議員一般選挙臨時啓発事業及び令和4年執行参議院議員通常選挙の見積書に記録された情報であって、見積書を作成した法人の名称、所在地及び電話番号、実施機関が作成した臨時啓発事業に係る仕様書により公表されている「テレビスポットによる啓発」「インターネットによる啓発」、「チラシの配布による啓発」等の大項目並びに見積金額の総額等については公開とされているものの、「テレビスポットによる啓発」「インターネットによる啓発」、「チラシの配布による啓発」等の小項目ごとの個別の内容、数量、単価、金額等については、非公開とされている。

実施機関は、選挙に係る臨時啓発事業については、当該法人が固有のノウハウや戦略に基づいて企画・提案を行っていることを念頭に、当該見積書に記録されている非公開部分には、当該法人と関係者との独自の取り決めに基にした記載があること、実施機関が作成した仕様書を基に、当該法人が、どのような項目を立て、どのような金額の配分で提案したかの記載があることなどから、当該部分を公にすることにより、当該法人固有のノウハウや戦略が流出し、今後の企画提案において、競争優位の喪失及び利益損失が見込まれるおそれがあると説明している。

選挙の臨時啓発事業における法人と関係者との独自の取り決めに基にした記載、啓発項目ごとの項目立て及びその項目立てに応じた金額の配分に係る記載等については、当該法人の企画、営業等に関する情報であって、公にすることにより、今後の企画提案において、当該法人の競争上の地位を害するおそれがあるものと認められる。

また、当該非公開部分に記録された情報は、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要な情報とは認められず、本号ただし書には該当しない。

よって、選挙の臨時啓発事業に係る企画、営業等に関する情報について非公開とした実施機関の判断は、妥当である。

なお、審査請求人は、公開請求に係る行政文書に条例第13条第1項に規定する第三者に関する情報が記録されている場合、行政文書公開請求を受ける前に、当該情報に係る第三者に確認しないことは誤った理解である旨主張するが、条例は、実施機関の職員が、職務上作成し、又は取得して、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有する行政文書について第三者に関する情報が記録されている場合において、当該行政文書について公開請求がなされたときは、当該第三者の権利利益の適正な保護を図り、公開決定等を公正かつ慎重に行うため、当該第三者に意見書を提出する機会を与えることができる旨規定しているものであり、実施機関が保有する行政文書に第三者に関する情報が記録されている場合において、行政文書公開請求の有無にかかわらず、あまねく当該第三者に意見書提出の機会を与えるかどうかの判断を実施機関に求めているものとは認められず、審査請求人の主張は、失当である。

4 条例第7条第6号該当性について

条例第7条第6号は、県の機関又は国、独立行政法人等、他の地方公共団体、地方独立行政法人若しくは公社が行う事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれのある情報については、非公開とする旨規定している。

当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものとしては、本号のアからオまでに例示されているもののほか、公にすることにより、信頼関係が損なわれ将来の情報収集に支障をきたし、事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある情報や、将来の同種の事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある情報などが該当する。また、本号は、実施機関に広範な裁量権限を与えるものではなく、本号に該当する情報であるかどうかの判断に当たっては、事務又は事業の根拠となる規定、趣旨等に照らし、その支障の有無、程度等にも十分留意し、個別具体的に検討しなければならない。

以下、この考え方にに基づき、実施機関が主張する本号該当性について検討する。

実施機関は、対象行政文書である「投票用紙作成契約書」、「投票用紙作成仕様書」及び「投票用紙作成、梱包見積書」には、選挙における投票用紙の作成業者、作成日、作成場所等に関する情報が記録されており、条例第7条第6号に該当するものとして、非公開としている。

審査会において見分したところ、当該非公開部分に記録されている情報は、選挙に用いる投票用紙の印刷業者の事務所の所在地、名称及び代表者の氏名、印刷工場の住所及び名称、投票用紙の納入場所、投票用紙の納入期限並びに投票用紙の製版、印刷、製本（裁断）、梱包及び納入の各日程であることが認められる。

実施機関は、選挙は、国民が政治に参加し、主権者としてその意思を政治に反映させることのできる最も重要かつ基本的な機会であること、その適正な管理執行を行うため、選挙に用いる投票用紙の盗難、事故、不正使用、偽造等の防止が必要であり、投票用紙を印刷し、市町村選挙管理委員会に輸送するまでの間における投票用紙の枚数管理に当たっては、実施機関の職員が、印刷工場で立ち合い監視するとともに、印刷が複数日にわたる場合は、印刷途上の投票用紙及びその原版を印刷工場内の施錠できる場所で保管の上、その鍵を実施機関の職員が預かり、印刷工場の職員であっても開錠できないようにするなど、厳重な管理を行っていること、そして、これらの対応は、次期選挙においても有権者が確実に投票できるようにするため必要であると説明している。

ところで、このたび、特定した対象行政文書については、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第2項に規定する随意契約により締結されている。

一般の経済的取引における契約内容の公開は、その内容がどのようなものであっても契約当事者にとって必ずしも望ましいことではなく、競業する他の業者への影響のみならず、将来の取引に何らかの影響があることは当然に予想することができる。しかしながら、地方公共団体と契約を締結する法人等は、行政の透明性などの要請が

ら、民間と契約する場合とは異なる制約を甘受せざるを得ないものである。すなわち、地方自治法は、地方公共団体の締結する契約については、その公正さを担保するため、同条第1項に規定する一般競争入札の方法によるべきことを原則とし、随意契約等これ以外の方法による契約の締結を例外的なものとしているところ、県民の知る権利を尊重するという条例の趣旨・目的に照らすと、一般競争入札以外の方法による契約についても、その契約内容等について、可能な限り公開することを原則としていると考えられる。

一方、選挙に用いる投票用紙については、選挙の適正な管理執行を行うため、必要不可欠なものであり、その盗難、事故、不正使用、偽造等の防止を目的として、これを印刷し、市町村選挙管理委員会に輸送するまでの間、実施機関の職員が、印刷工場で立ち合い監視するとともに、印刷が複数日にわたる場合は、印刷途上の投票用紙及びその原版を印刷工場内の施錠できる場所で保管の上、その鍵を実施機関の職員が預かり、印刷工場の職員であっても開錠できないようにするなど厳重な管理を行っていること、新潟県は投票用紙に求められる高い印刷の精度、発注から納品までの短期間であっても対応できるなどの要件を満たす事業者が複数存在する都道府県とは言い切れないこと、投票用紙の作成業者の名称、印刷場所、日程等が明らかになれば、次期選挙においても同様の時期、同様の場所で印刷されることが類推され、投票用紙の盗難、不正使用等のおそれがないとは言い切れないことから、これらの情報は、公にすることにより、将来の同種の事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものと認められる。

よって、これらの情報について非公開とした実施機関の判断は、妥当である。

5 結論

以上の事実及び理由に基づき、審査会は、「第1 審査会の結論」のとおり判断するものである。

第6 審査会の処理経過

本件審査請求についての審査会の処理経過は、別記のとおりである。

第7 審議に参加した委員の氏名（五十音順）

喜友名菜織、服部誠司、服部佳子、三科俊

別記

審査会の処理経過

年 月 日	処 理 内 容
令和7年6月9日	・実施機関から諮問を受けた。
令和7年10月20日 (第57回第2部会)	・事案の審議を行った。
令和7年11月27日 (第58回第2部会)	・事案の審議を行った。 ・実施機関から処分理由の説明を聴取した。
令和7年12月22日 (第59回第2部会)	・事案の審議を行った。

(注) 審査会の回数は、通算回数である。